

令和8年度七尾市市内企業デジタル化推進業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度七尾市市内企業デジタル化推進業務

2 業務の目的

本業務は、市内中小企業における人手不足や生産性向上等の経営課題に対応するため、デジタル技術の活用を通じた業務効率化及び経営力の向上を図るとともに、企業のデジタル化の現状及び課題を把握・分析し、市内企業の実態を可視化することを目的とする。また、実態調査の結果を踏まえた伴走支援により、具体的な業務改善及びデジタル化の取組を推進し、再現性のあるモデル事例を創出するとともに、その成果を市内企業へ横展開することで、地域全体のデジタル化の水準の底上げ及び持続的成長の実現を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 業務全体の企画及び運営

受託者は、本業務の目的達成のため、本業務に係る統括責任者を配置する等実施体制を構築し、業務全体の企画、進行及び関係機関との連携調整を行うものとする。また、本業務の実施にあたっては、事業全体の円滑な運営に配慮するとともに、効果的な事業実施となるよう、発注者と協議のうえ進めること。

(2) 企業訪問等による市内企業の実態調査の実施

ア 訪問計画の策定

市内企業の実態把握を目的として、おおむね100社程度を対象とした調査計画を策定すること。対象企業については、業種、規模、地域性等のバランスを考慮し、発注者と協議のうえ選定するものとする。

イ 調査の実施

調査に当たっては、市内企業の経営課題、業務プロセスの現状及びデジタル技術の活用状況等について把握するとともに、必要に応じてデジタル化の必要性や

取組への意識・方向性について把握すること。また、合わせて活用できる補助金やサービス等も案内すること。

ウ 調査結果の整理

調査結果については、企業ごとの状況を個社単位で整理するとともに、業種・規模等による分類及び整理を行い、後続の分析及び支援に活用可能な形で取りまとめること。

エ 調査結果の分析

調査結果については、個社単位での整理に加え、市内企業全体の傾向を把握する観点から以下の事項を踏まえた分析を行うこと。また、複数企業のデータを横断的に整理し、企業間比較及び傾向把握が可能な形で分析を行うこと。

- ・ デジタル化推進状況の把握
- ・ 業種、規模別等による傾向分析
- ・ 経営課題の類型化
- ・ 導入阻害要因の分析

※デジタル化の進捗状況については、一定の評価指標に基づき把握すること。

(3) DX 啓発セミナーの開催

ア 企画

市内企業のデジタル化に対する理解促進を目的として、効果的な内容となるようセミナーの開催計画を策定すること。

イ セミナーの実施

セミナーは1回以上開催するものとし、対面又はオンライン等、参加しやすい形式により実施すること。また、セミナーの実施にあたっては、デジタル化の必要性や具体的な取組事例等を分かりやすく伝える内容とすること。

ウ 周知及び募集

セミナーの開催にあたっては、関係機関と連携し、適切かつ効果的な方法により周知及び参加企業の募集を行うこと。

(4) 伴走支援の実施

ア 支援対象企業の選定

調査結果等を踏まえ、市内企業の中からおおむね10社程度を選定し、発注者と協議のうえ決定するものとする。なお、選定にあたっては、今後のモデル事例

の創出及び市内への波及効果が見込まれる企業等考慮すること。

イ 支援内容

支援対象企業に対し、課題の整理及び分析、業務プロセスの可視化、デジタル技術の活用に関する助言や改善計画の策定を行い、業務改善に向けた取組を支援すること。また、支援にあたっては、実行可能性及び継続性を踏まえた内容とすること。

ウ 支援方法

支援は、月1回以上の対面での面談を基本とするが、企業の状況に応じてオンライン等の方法を適宜活用すること。また、支援内容及び実施頻度については、企業の状況や進捗状況に応じて柔軟に対応すること。

エ 成果の整理

支援対象企業ごとに、支援内容及び取組状況を整理するとともに、業務改善の効果や変化について把握すること。なお、業務改善の効果については、可能な範囲で支援前後の比較により定量的に整理するよう努めること。

(5) 成果報告及び事例集の作成

ア 成果報告会の開催

本事業の成果を広く共有するため、成果報告会を開催すること。報告会においては、支援対象企業の取組内容や成果について発信するものとする。

イ 事例集の作成

伴走支援により得られた成果について、事例集として取りまとめを行い、市内企業への普及啓発に資する内容とすること。また、製本したものとホームページ等で公開できる形で納品すること。

(6) その他

本仕様書に定める業務のほか、本事業の目的達成及び効果向上に資する有効な取組については、受託者の提案により実施することができるものとする。なお、提案にあたっては、実現可能性及び効果が見込まれる内容とすること。

5 スケジュール

本業務で想定しているスケジュールは以下のとおり。

4(2)については、令和8年10月1日までに実施。

4 (3)、(4) 及び (5) については、令和9年2月28日までに実施。

6 納品場所

成果物の納品場所は七尾市産業文化スポーツ部産業振興課とする。

7 権利の帰属等

(1) 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、すべて発注者に帰属する。

(2) 受注者は、発注者の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできない。

(3) 受注者は、閲覧資料その他発注者が貸与した資料を本委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。

8 その他

(1) 議事録の作成

受注者は業務打合せの際、打合せ議事録をその都度作成するものとする。

(2) 個人情報等の保持

受注者は本業務に関連して得た個人情報または機密情報について、発注者の承諾なしに目的外の利用及び第三者へ提供しないこととする。なお、個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法及び七尾市個人情報保護法施行条例を遵守することとし、契約終了後も同様とする。

(3) DX 啓発セミナー会場に係る費用

DX 啓発セミナーの会場手配は受注者が行うこととし、その会場借上費等については、本業務委託の費用に含めることとする。

(4) 再委託

本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は、事前に発注者の承認を得ること。

(5) 疑義が生じた場合等の協議

本仕様書に疑義が生じた場合、または明記のない事項については、その都度発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(6) その他

本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみ示したものであり、これらに記載さ

れていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任をもって充足しなければならない。